



地域型保育事業の認可について、札幌市において原案として作成した審査基準である共通審査基準と、これに基づき札幌市において行った予備審査結果について適正であるか審議いただきたい。

また、次回以降に募集規模を超える応募があった際に、事業者を選定する必要がある場合に用いる個別審査基準について適正であるか審議いただきたい。

資料3を使用し説明

#### 【審査基準について】

審査基準1の「事業を行うために必要な経済的基礎」では、2年連続して赤字の計上がないこと、債務超過がないことなど、経営状況において特に懸念される点がないということ、及び、施設の運転資金において特に懸念される点がないこと、を審査する。

経済的基礎の基準については、国から一定の基準が示される予定であり、国の基準次第では変更もありうる。

審査基準2の「事業を行う者の社会的信奉」では、事業者等が暴力団員などに該当しないことを審査する。

審査基準3の「実務を担当する幹部職員の社会福祉事業に関する知識または経験」では、事業所の責任者が保育士資格を有し、2年以上の実務経験があるということ、を審査する。

審査基準4の「欠格事由」では、児童福祉法第34条の15第3項第4号に掲げる欠格事由に該当しないことを審査する。

欠格事由については、認可を取り消され、その取り消しの日から起算して5年を経過しない者など、事業を行うにあたって不適格な事業者を排出する目的のものである。

審査基準5の「設備・運営の基準」では、事業者が条例上の設備・運営の基準を満たすか否かを審査する。審査基準6の「保育所等との連携」では、「保育内容の支援」、「代替保育」、「卒園後の受け皿」について連携施設を確保しているか、を審査する。

連携施設確保は現実的には難しい面があるため、国が5年間に限って、連携施設を設けなくてもいいという経過措置を設けている。札幌市では、地域型保育事業者が、幼稚園や保育所と十分に折衝や調整などの努力をしてもなお確保が難しいという場合に経過措置を適用することとしている。

経過措置適用に際しては、「保育内容の支援」及び保育所入所の利用調整により「卒園後の受け皿」の支援を札幌市が行う。ただし、地域型保育事業者の保育士が病気等で急遽保育ができなくなった際の「代替保育」については、札幌市として提供できないため、これについては事業者が確保する必要がある。

個別審査基準については、認可外保育施設からの移行に当たり募集規模を超える応募があった場合、より良質な施設を選定するために用いるもの

で、今回の審査には用いない。

資料4を使用し説明

**【地域型保育事業の予備審査結果について】**

今回の審査案件は、家庭的保育事業14件、小規模保育事業13件である。共通の審査基準に基づき予備審査を行った結果、全事業者が「適」であると判断した。

共通審査基準及び個別審査基準について適正であると委員全員により承認された。また、予備審査結果について、設置認可申請時点において、計画通りであることを札幌市が確認できる場合に限るという条件を付した上で、認可することが適当であると委員全員により承認された。